

集合的被害感が集団間代理報復に与える影響

大西 慶子

集団間代理報復 (intergroup vicarious retribution) は、一方の集団の成員が別の集団の成員に攻撃を加えたとき、被害者と同じ集団に属する別の成員が、加害者と同じ集団に属する別の成員に対して報復を行うことである。そのため無関係な人間を巻き込みながら連鎖し、集団間紛争の拡大につながることもある。本来無関係な人間が関わる報復についてはかつてより研究されてきたが、そのほとんどは外集団から加えられた攻撃に対する反応を見るものであった。しかし、現実の紛争場面では通常一方的に攻撃を加えられるだけであることはほとんどなく、内集団から外集団への攻撃も同様に行われている。にもかかわらず、紛争をしている集団の多くは内集団を被害者、外集団を加害者だと主張する傾向がある。このような、内集団が外集団の被害者であるという主観的な心的態度は集合的被害感 (collective victimhood) と呼ばれる。本研究では、これまでの代理報復の研究ではあまりとりあげられていなかった、内集団から外集団への加害行動を考慮したうえで、内集団成員が完全には被害者といえない場合でも、被害感や不公正感を抱くことによって代理報復が生起することを検討することを目的とした。

本研究では、勝者が敗者へ罰金を科すルールを用いた 2 対 2 のゲーム場面を設定した実験を行った。あらかじめ内集団にとって不利な状況をつくりだしたうえで、参加者は、内集団成員が外集団成員から罰金を科される様子、内集団成員が外集団成員へ罰金を科す様子を見た。その後、別の外集団成員と 1 対 1 で対戦し、そこで勝者となった参加者が外集団成員へ科す罰金額を報復の指標とした。この時、内集団成員が外集団成員へ科した罰金額と同額を外集団成員が内集団成員へ科す場合 (同被害条件)、内集団成員が外集団成員へ科した罰金額より大きな罰金額を外集団成員が内集団成員へ科す場合 (拡大被害条件)、外集団成員が内集団成員へ罰金を科した後、それより少額を内集団成員自身が外集団成員へ報復した場合 (被害軽減条件) の 3 条件を用意した。

その結果、内集団成員が外集団成員へ加えた危害よりも、外集団成員から内集団成員へと加えられた危害の方が大きければ (拡大被害条件)、参加者は不公正感および被害感を抱き、代理報復を行った。ただし、内集団成員が外集団成員から危害を加えられた後に、同じ内集団成員が少額の報復をした場合 (被害軽減条件)、被害感を抱いたとしても代理報復は抑制された。その一方で、内集団成員が外集団成員へと加えた危害と、外集団成員から内集団成員へ加えられた危害が同程度の場合 (同被害条件)、不公正感や被害感を抱かなかったにもかかわらず代理報復の生起がみられた。また、罰金額へ影響を及ぼす要因を検討した結果、罰金額へは報復動機からの影響がみられ、報復動機へは不公正感からの影響と、不可抗力感からのマイナスの影響がみられた。さらに、被害感の詳細な検討を行った結果、罰金額へは「紛争の持続」からの影響がみられると同時に、「責任の回避」からのマイナスの影響もみられた。

このような結果が得られた理由として、本研究では、罰金額の推移がすべて目に見えるかたちとなっていたために、内集団からの観衆効果が働き、内集団成員が攻撃を支持しているかどうか罰金額に影響を与えたことが考えられる。また、罰金額へは「攻撃の持続」からの影響が最も大きいことが見出されたが、それは、外集団からの攻撃に備えて軍備を増強することが安全保障のジレンマにつながることを示唆するものであった。(社会心理学)